

## 小千谷市農業委員会会長交際費の支出及び公表基準

令和2年9月14日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、小千谷市農業委員会会長、同会長職務代理及び同委員（以下「会長等」という。）が、円滑な農政運営のため、小千谷市農業委員会を代表して行う個人及び団体との交際に要する経費（以下「会長等交際費」という。）の支出及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 会長等交際費は、次の区分に基づいて支出することができるものとする。また、その支出金額は、社会通念上、妥当と認められる範囲内で支出するものとする。

区分	内容
弔慰金	農政関係者等及びその親族に対する香典、花輪、供花等に係る支出
見舞金	農政関係者等の病気、事故、災害等に対する見舞金に係る支出
会費	総会、懇談会、記念式典等への参加のための会費、会費相当分に係る支出
賛助金	公益性のある団体が開催する大会等の協賛に係る支出
その他	上記項目のほか、会長等が農政運営上、特に必要と認める経費に係る支出

(公表)

第3条 支出基準に基づく会長等交際費の執行状況については、次に掲げる内容とする。

(1) 支出日（支出原因の発生日）

(2) 支出区分

(3) 支出内容

(4) 支出金額

2 会長等交際費の公表に当たっては、小千谷市情報公開条例（平成10年小千谷市条例第19号）に基づき個人情報の保護に十分に配慮するものとする。

3 会長等交際費の公表は、四半期末の翌月に行うものとする。

4 公表の方法は、小千谷市ホームページに掲載するほか、農業委員会事務局におい

ても閲覧に供するものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和2年9月14日制定）

この基準は公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。